平成２３年（フ）第３０９号
茨城県土浦市真鍋２丁目４番36―206号　サンフル真鍋
債務者　菊田　和子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小菅　　稔
4　破産債権の届出期間　平成24年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月21日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第７２１号
広島市中区大手町３丁目13番８―806号
債務者　志村　啓太
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　邦男
4　破産債権の届出期間　平成24年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５３３号
愛媛県大洲市長浜甲502番地
債務者　島田　保廣
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　康之
4　破産債権の届出期間　平成24年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８１号
兵庫県豊岡市日高町山宮901番地
債務者　北垣　文夫
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　武之
4　破産債権の届出期間　平成24年２月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月27日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第７０２号
広島市西区横川新町13番10―302号
債務者　平本　由実
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　　良
4　破産債権の届出期間　平成24年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月12日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９００号
兵庫県丹波市氷上町香良32番地
債務者　上谷歯科医院こと　上谷　和久
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久米　知之
4　破産債権の届出期間　平成24年１月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月13日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３８０号
神戸市長田区御蔵通２丁目13番地の１　ウイング神戸610号
債務者　板東商店こと　板東　英人
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　吾郎
4　破産債権の届出期間　平成24年１月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３９４号
神戸市長田区菅原通２丁目105番地の１　ワコーハイツ西神戸302号
債務者　梅田　　徹
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種谷有希子
4　破産債権の届出期間　平成24年１月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月７日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７８号
宮崎県西都市妻町２丁目75番地
債務者　塗木　久文
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　公利
4　破産債権の届出期間　平成24年１月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月10日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４７９号
宮崎県西都市妻町２丁目75番地
債務者　塗木　悦子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　公利
4　破産債権の届出期間　平成24年１月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月10日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４１２号
北海道雨竜郡沼田町旭町２丁目３番50号
債務者　森田　留美
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月23日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７７０９号
大阪市北区中崎１丁目９番３号
債務者　深尾　泰範
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　文隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９８５号
大阪市城東区成育５丁目９番６号　フローラルセキメ104号室
債務者　喜田　克彦
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部